

大阪府環境審議会温泉部会報告書

大阪府環境審議会温泉部会長

平成 21 年 11 月 27 日に開催された大阪府環境審議会以降、別紙のとおり平成 22 年 2 月 17 日に温泉部会を開催し、知事から諮問のあった温泉法第 32 条に定める事項について審議を行い、同日付けで大阪府環境審議会会長から知事あてに答申を行ったので、「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第 3 条第 6 項の規定に基づき報告する。

なお、「大阪府環境審議会条例」第 6 条第 7 項及び「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第 3 条第 5 項の規定に基づき、温泉部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。

平成21年度第2回大阪府環境審議会温泉部会
(平成22年2月17日 場所：大阪府公館)

	申請地	申請者	答申内容
温 泉 掘 削	河内長野市太井363番	東 秀光	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	藤井寺市沢田二丁目 9番39号	株式会社南大阪 エクセルホーム	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
	東大阪市鷹殿町46番地	酒本商事株式会社	本申請については、450メートル以深にストレーナを設置することを条件に許可することに支障ないものと認める。
	大阪市住之江区新北島 二丁目1番4	特定非営利活動法人 ラスパ大阪を愛し 育てる会	<p>本件申請地点は、大阪府温泉資源保護に係る検討委員会の報告書をもとに改正した「大阪府環境審議会温泉部会協議事項1」において温泉への影響があるとして定められた制限距離内に、「大阪市住之江区泉一丁目201-1における別の源泉(住之江 泉の湯)(以下「別源泉」という。)」が既にあること。また、大阪府からの指示による温泉掘削許可申請に関する補正資料として提出された資料が次の理由により、別源泉に与える影響がない旨の明確な資料ではないこと等から、当該掘削は、温泉法第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可することは適切でない。</p> <p>ア 本件申請地点がある上町断層で境される大阪平野西部は、水量の豊富な涵養源が近くでないこと。</p> <p>イ 本件申請地点と別源泉との間にある粘土層は、不透水層としての側方連続性(注1)が乏しいこと。</p> <p>ウ 本件申請地点と別源泉は、住之江撓曲(トウキョク)(注2)を挟む南北に位置し、撓曲した地層中の「裂か」を通じて水脈が繋がっている可能性が高いこと。</p>

(注1) 「不透水層としての側方連続性」とは、粘土質の地層など水を通しにくい地層に挟まれた水の層(帯水層)が、その地層に沿った側方(横方向)においても水を通しにくい地層に連続して挟まれているかどうかのことで、この連続性が乏しいと、他の地層との水の出入りが高いと考えられる。

(注2) 「撓曲(トウキョク)」とは、地層が部分的に曲がりたわんだ状態のこと。

動力装置	貝塚市木積3488番	株式会社医薬情報 システム開発	本申請については、許可することに支障ないものと認める。
------	------------	--------------------	-----------------------------